

労働契約の終了における現代的課題 — 適正な人材配置の実現のために —

共催：経営法曹会議・愛知県経営者協会

企業にとって有益かつ適正な人材配置をすることは、その生産性の向上のために必要ですが、そのため、時には、労働者との労働契約を終了させる必要があります。一方、労働契約の終了（解雇や退職勧奨、雇止め）に関するトラブル件数は、依然として高止まりしており、裁判所が会社側に厳しい判断をするケースも多くあります。

そこで、今回の労働法実務研究会では経営側弁護士が、労働契約の終了における現代的課題を踏まえ、円滑な契約終了の実現を図るための方法を具体的に解説いたします。

討議内容

1 一般的労働者との契約終了に関する課題

一般的労働者を対象とした退職勧奨の具体的方法やその限界、退職勧奨を拒否された場合の望ましい契約終了の方法（ケース別）、労働者とのトラブルを防止するためのポイントなどを解説します。

2 メンタル不調者との契約終了に関する課題

増え続けるメンタル不調者との労働契約の終了に関し、休職制度を活用するに際して、実務的に問題となりやすいいくつかの場面について、失敗しやすいポイントや対応にあたっての留意点などを解説します。

3 有期契約者との契約終了に関する課題

平成30年4月1日以後、無期転換申込権を有する有期契約労働者が現実に発生します。このような状況を踏まえ、トラブルなく契約終了に至るための実務的な対応について、多様化している有期契約労働者を分類、整理しつつ、近時問題となりやすい論点を中心に検討、解説します。

パネリスト（愛知県弁護士会・経営法曹会議・愛知県経営法曹団所属）

弁護士 家田 安啓 氏 弁護士 山田 洋嗣 氏
弁護士 高橋 俊光 氏 弁護士 小川 洋子 氏

「労働法実務研究会」とは？

経営・労働分野の重要問題に関し、経営側の弁護士団体である「経営法曹会議」の弁護士が全国から集まり、パネル討議等を通じて実務的にその解決方法を探るという目的で開催される研究会です。

あらかじめ設定された問題に加えて、テーマに関する事前質問も受け付けております。実際に企業で起こる可能性のある問題を意識した内容となっておりますので、会員企業の皆様にも是非ご参加いただければ幸いです。

開催要領

日時： 平成30年3月2日(金) 14:00～17:00

会場： 名古屋商工会議所ビル 5階 ABC会議室
名古屋市中区栄2-10-19（地下鉄東山、鶴舞線 伏見駅⑤出口より徒歩5分）

参加費： 愛知、岐阜、三重経協会員 : 一人 5,000円（消費税込）
非会員、その他の方 : 一人 7,500円（消費税込）

参加申込は、裏面ご参照ください

労働法実務研究会(H30.3.2開催)参加申込書

1. 申込先 : 愛知県経営者協会 会員サービス部
2. 申込方法 : ①ホームページからのお申込み ⇒ <http://www.aikeikyo.com>
②FAXによるお申込み(下記参照)
3. 参加費振込先 : 三菱東京UFJ銀行 鶴舞支店(普)0587192 「愛知県経営者協会」
※当日参加費をご持参いただく場合は、欄外にその旨ご記入ください。
※お申込み受付後、数日中に請求書をお送りします。
4. 注意事項 : ①お申込みをキャンセルされる場合は、2月26日(月)迄にご連絡ください。
2月27日(火)以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承ください。
②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
③この申込書でご提供いただいた個人情報、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

【参加者情報】

所属経営者協会(○をおつけ下さい。 愛知() 岐阜() 三重() 非会員 その他()	請求書	○をおつけ下さい。 必要() 不要()
会社名	部 署	
住 所 〒	お役職	
連絡先 TEL () -	お名前	

【事前質問】

今回のテーマに関する「事前質問」をお受けします(2月22日(木)締切)。

ご質問があれば以下にご記入ください。

なお、ご質問内容はできるかぎり簡潔かつ具体的にお願いします。

--

⇒お申し込みは必要事項をご記入の上、
FAX(052-221-1935)にてお送りください。